県民の友

發行所
和歌山市小松原通一丁目
和歌山縣企畫廣報課
編集印刷
發行人 杉本珍已
印刷所 和歌山県印刷所
旬刊 1日、11日、21日發行
定價一部 2円50錢

県庁機構を一部改編

観光課を新設
渉外課調査課を廃止

県では県政諸政策の円滑運営をはかるために六月十四日附で執務規定を改正して、県庁機構の一部を次のように改編しました。

先ず知事公室では調査課と渉外課を廃止し、総務部から人事課及び文書課を編入して、秘書、企画広報、人事、文書の四課となり、総務部は統計、地方、庶務、税務、事業の五課となりました。

民生部の厚生、児童、保険、世課の四課は変更なく、経済部も従来通りで、商工、職業安定、労政の三課であります。農林部では農務課が農政課にあらためられ、農地部から農業協同組合課が移されましたので、農政、農業改良、食糧、農業協同組合、林務、漁政、水産の七課となります。土木部には新しく観光課が設けられましたので、監理、観光、道路、河港、計画、建築の六課となりました。

衛生部の医務、公衆衛生、予防、薬務の四課は変りなく、農地部の土地改良課は耕地課と改名されました。

農業協同組合課が農林部へ移されましたので、農政、開拓、耕地の三課となります。

次ぎに各課の係の変更については、秘書課は調査課と渉外課の事務を吸収して秘書、調査、渉外の三係となり、企業広報課には統合調査係を新設して企画、広報と共に三係となりました。人事課の人事、給与の二係、文書課の審議、文書の二係は従来通りです。

地方課は地方事務所、行政、財政、消防の四係でありましたが、新しく資産審査係を加えて五係となり、税務課は企画、調査、課税の三係に税外収入係を加えて四係となりました。庶務課の議事、県有財産、営繕の三係、統計課の報導、産業経済、人口労働、生産動態の四係及び事業課の業務、経理の二係は変更ありません。

厚生課は厚生、援護、災害救助の三係、児童課は福祉、養護の二係、保険課は庶務、徴収、資格、給付、国民保険、会計、台帳の七係となりました。漁政課の庶務、普及、造林、林道、治山、経営の七係となりました。

林務課の林産係は普及係と改め、新しく経営係を新設しましたので、庶務、施業、普及、造林、林道、治山、経営の七係となりました。

農政課には庶務、農政、畜産、蚕糸、農業資材、共済の六係が、農業改良課には庶務、普及、営農改善、生活改善、農業技術改良、園芸技術改良の六係がおかれ、食糧課には庶務、監理、需給、配給、監査の五係が、農業協同組合課には検査、指導、農業金融の三係がおかれます。

土地改良、水利、災害復旧の四係はそれぞれ変更ありません。

出納室の審査、出納、用度、自動車の四係も従前の通りです。

なお総務部の次長制は廃止されました。

商工課の商務、物産、生産、経営、権度、組合金融の六係は変更なく、職業安定課の監査は庶務に、雇用安定は業務に、職業補導は失業対策にそれぞれ係名をあらためて、庶務、業務、失業対策、失業保険の四係となりました。労政課の組合、調査、労働教育の三係は変りありません。

監理課は観光係を廃して代りに経理係を設け、庶務係、営理係と共に三係となり、新設の観光課には宣伝、施設の二係がおかれました。道路課は庶務、補修、建設の三係、河港課は庶務、河川、港湾、砂防の四係、計画課は庶務、計画、区劃整理の三係、建築課は庶務、指導、住宅、住宅金融の四係で、何れも変更されていません。

厚生課には衛生統計教育係が新設され、公衆衛生課から母子衛生係が移されましたので、庶務、医務、看護係とともに五係となり、公衆衛生課は保健、乳肉衛生、食品衛生、栄養の四係となります。予防課には庶務、結核予防、防疫の三係がおかれ、薬務課の庶務、薬事、指導の三係は従前通りであります。

農地課の庶務、創設、経理の三係、開拓課の庶務、用地、開墾、入植指導の四係、耕地課の庶務、土地改良、水利、災害復旧の四係はそれぞれ変更ありません。

出納室の審査、出納、用度、自動車の四係も従前の通りです。

なお総務部の次長制は廃止されました。

御挨拶

知事公室長 大橋正雄

県民の友の生みの親である森先生が人事委員の要職に就かれたあとをうけ、不肖私が知事公室長の職に任ぜられました。森先生の高邁円満なる人格、多角豊富なる経験、官僚臭の片鱗もない識見、周到細密なる執務等に比べて、若輩非才しかも経験の浅い私がその後継者としての責を完うし得るか、自ら省みて役職の重大且つ容易ならざるを痛感するばかりであります。しかも新たに人事、文書の両課を公室に加え、総合開発事務も拡充されて、第二期小野県政の施策推進上の責任も一層加重されております。幸い知事さん始め皆様方の御鞭撻を得て精進できますれば、と身勝手ながら念じているものであります。

関係方面の方々、県民の皆様の御協力御支援の程をひとえにお願い申上げます。

企画広報課長 山本正三

私は自然的に他地域に類例のない特異な環境にある本県が、この特異性をさらに深く究明してその上に本県将来の産業機図を打ち立てることが、本県の発展する上に最も重要なことであると考えております。

企画広報課に与えられた分野も県民の声の窓口において、積極的にいろいろな声を承わって、これを本県産業機図に折込むよう懸命の努力をいたしたいと思います。

このたびの人事異動で企画広報課長を命ぜられ、県民の友の発行責任者としての重責をにがすことになりました。

貞明皇后御歌

つれづれの友となりても慰めよ 行くことかたきわれにかはりて

農業委員會法（三）

市町村農業委員会の構成員

市町村農業委員会を組織するのは非常勤の委員である。（法四条）

委員には選挙権を有する農民によって選出された委員と市町村長によって選任された委員との二種類がある。

選挙による委員の定数は一五人である（法七条）

市町村長の選任による委員は、市町村農業委員会の処理すべき事務について学識経験を有する人々の中から、選挙された委員の過半の推薦に基いて、市町村長が任命するのであるが、その人数は五人をこえることができない（法十二条）。従ってこの二種の委員を合せた数は一五人ないし二〇人ということになる。

会長はこれらの委員の中から互選で選ばれる。会長は会務を総理し委員会を代表する（法五条）

選挙による委員の任期は二年で、補欠委員は前任者の残任期間とする。選任による委員は選挙された委員と在任期間を共にする。（法一五条）

これらの委員のほかに市町村農業委員会の庶務に従事させるため書記が置かれる。書記は一般職の地方公務員として地方公務員法の適用を受けるが、任免は市町村長でなく委員会によってなされ、会長の指揮を受けて委員会の事務部局を構成する。書記の定数はその市町村の条例の定めるところによる（法二〇条）

なお、この七月に行われる選挙によって市町村農業委員会が成立する日の前日現在にその市町村の農地委員会又は農業調整委員会の書記である者は市町村農業委員会の成立の日に、特別の任命行為を要しないで自動的にその農業委員会の書記となるものと定められている。（法附則一一項）

市町村農業委員会の委員選挙

一五人の委員は選挙によって七月二十日に選挙される。

選挙権、被選挙権を有するものは左の通りである。

①市町村の区域内（一市町村に二つ以上の農業委員会が置かれる場合には、それぞれの委員会の区域内）に住所を有する左に掲げる者で年齢二十年以上のもの

A 一反歩以上の農地について耕作の業務を営んでいる者

B 右の者の同居の親族又はその配偶者で年間概ね六十日以上耕作に従事するもの

この年齢は、選挙権については選挙人名簿確定の期日（七月十五日）現在で、被選挙権については選挙の期日現在で算定する（法八条）

選挙は立候補制をとり、被選挙権を有する者で立候補したものについて、選挙権者が記名投票によって選挙をするわけである。この選挙は階層なしのいわゆる全村選挙であって、従来農地委員会の委員の選挙についてとられてきたような小作、自作、地主というような階層別の選挙ではない。

市町村農業委員会の委員の選挙に関する事務は、市町村の選挙管理委員会が管理する（法九条）

選挙人名簿は市町村選挙管理委員会が毎年十二月一日現在で調整するが今回の選挙に限り六月一日現在で選挙資格を調査し有権者名簿登載のための申請書を農地委員会、提出し、農地委員会は六月二十日迄に市町村選挙管理委員会へ提出することになっている。

市町村選挙管理委員会は七月一日迄に選挙人名簿を調整し七月二日から六日迄縦覧され異議の申立はこの間にしなければならない。

名簿確定は七月十五日でなされる。

府県農業委員会の構成

府県農業委員会はそれぞれ非常勤の会長と委員とをもって組織される。

委員が選挙による委員一五人と知事の選任による委員五人以内とから成っていることは市町村の場合と同様であるが、会長は市町村の場合と異なり委員の互選によるのでなく、府県知事が当然に会長となる。（法二一、二二条）

その他で市町村と違っているのは、諮問機関として所管事項を調査審議するため特に必要があるときは事問調査員を置くことができる点である（法三三条）

書記については市町村の場合に準じたことが大体準用される。

府県農業委員会が成立すると従前の農地委員会及び農業調整委員会の書記がそのまゝ新しい委員会の書記となる点も同じである。

委員の選挙

被選挙権者は市町村の場合と同じであるが、選挙権者はその府県内の市町村農業委員会の選挙による委員である。これは今までの府県農地委員会の選挙における考え方を受け継いだものである。

その他選挙の手続も階層別による区分をしない点を除いて従来の農地委員会の選挙に準じて考えればよい。

第一回の選挙は本年八月二日に実施される。

委員は各選挙区に於て選挙されるが、本県では和歌山市と各郡（海南、田辺、新宮は所在地郡に含まれる）の八選挙区に分たれ、定数は和市一名、その他は各二名となった。

その他

委員の失職する場合として、正当な事由による辞任、被選挙権がなくなった時、及び選挙による委員についても選挙権者二分の一以上の連署による解任請求（リコール）が成立した場合がある。

府県農業委員のリコールについては請求権を有するのは選挙権者の市町村農業委員でなく、その選挙区内において市町村農業委員の選挙権である。その他委員会の運営については省略する。

県人事の大異動

係長以上で八十余名

県では別項の機構改革に伴う人事異動を六月十四日と十六日の二回に分けて次の通り発令したが、従来荒木副知事が兼務していた総務部長に根来前総務部次長が昇任した外、異動人員は係長以上で八十三名に及んでいる。

▲根来圭一（総務部次長）補総務部長兼東京出張所長▲藤節晃誠（那賀地方事務所長）補民生部長▲福井栄一（民生部長）補医大事務局長▲橋爪正和（渉外調査課長代理）補知事公室秘書課長▲山本正三（企画広報課長代理）補知事公室企画広報課長▲森岡敞（労政課長）補知事公室文書課長▲藤井正治（統計課長代理）補総務部統計課長▲杉本珍已（企画広報課長）補民生部児童課長▲梅北旭（労政課長）補代理）補経済部労政課長▲芝地幸吉（食糧課長）補農林部農政課長▲玉置正一（企画広報課勤務）補農林部農業改良課長▲岩田憲夫（農業改良課長）補農林部食糧課長▲中尾定義（調査課長）補土木部監理課長代理▲阪口稔（監理課長代理）補土木部観光課長▲木下正雄（農務課長）補衛生部医務課長▲藤信夫（調査課長代理）補総務部事業課長▲池田昇（文書課長）補出納室長▲前島要徳（海草郡地方事務所次長）補那賀地方事務所長▲沼間雄彦（児童課長）補西牟婁地方事務所長▲関富士英（医大事務局次長）命医大事務局総務課長事務取扱▲西村仙次郎（医務課長）命医大事務局教務課長▲橋山匠（統計課長）命医大事務局病院課長▲宮本英明（副出納長）命結核療養所事務長▲樫村善吉（渉外課長）命真宗出張所次長▲宮崎繁太郎（事業課長）命衛生野勤務▲山口俊三（西牟婁地方事務所長）命母子衛生係▲尾崎日出夫（医務課長代理）命知事公室秘書課長代理▲森本一義（企画広報課勤務）命知事公室企画広報課長代理▲駒井一郎（公衆衛生課長代理）命総務部統計課長代理▲本野清吉（秘書課長代理）命民生部厚生課長代理▲根木一三（食糧課長代理）命農林部農政課長代理▲的場義一（農業改良課庶務係長）命農林部農業改良課長代理▲細川末蔵（計画課長代理）命土木部監理課長代理▲六川本一（伊都郡地方事務所次長）命土木部計画課長代理▲木下国子（公衆衛生課母子衛生係長）命衛生部医務課長代理▲坂本一男（公衆衛生課栄養係長）命衛生部公衆衛生課長代理▲阪上義和（那賀地方事務所次長）命海草地方事務所次長▲谷沢義弘（那賀地事経済課長）命那賀地方事務所次長▲福岡正嗣（食糧課食糧管理係長）命伊都地方事務所次長▲土山正三九（東牟婁地事経済課長）命東牟婁地方事務所次長）（以上六月十四日発令）日野幸男（地方課勤務）命秘書課渉外係長▲中山栄一（西牟婁地事経済課長）命企画広報課総合開発係長▲熊井文司（文書課勤務）命文書課文書係長▲湯川英和（総務課勤務）命総務課税外収入係長▲田和正之（調査課係長）命地課長里昇（事業課長）命衛生野勤務▲山口重吉（監理課勤務）命児童課援護係長▲谷吉弘（監理課勤務）命児童課援護係長▲波笠二二（商工課係長）命経済部商工課長代理▲草矢仁二郎（渉外課係長）命商工課商務係長▲鈴木光広（農務課係長）命農政課共済係長▲岡田和夫（農務課勤務）命農政課蚕糸係長▲上野長久（農務課勤務）命農政課農業資材係長▲笠松行夫（農務課勤務）命食糧課管理係長▲山崎利三（食糧課係長）命食糧課需給係長▲高田敏行（食糧課係長）命食糧課配給係長▲新田儀吉（農業改良課勤務）命農業改良課普及係長▲清村正雄（農改課係長）命農業改良課営農改善係長▲椎崎安重（農改課係長）命農業改良課農業技術改良係長▲岡田康夫（農務課係長）命農業改良課園芸技術改良係長▲金森裕（林務課係長）命林務課普及係長▲上甲与七（林務課勤務）命林務課経営係長▲中村秀美（監理課勤務）命監理課庶務係長▲井上統二（商工課勤務）命監理課監理係長▲有本信夫（調査課係長）命観光課宣伝係長▲坂口三木三郎（農務課勤務）命河港課庶務係長▲坂口喜熙（農協課係長）命農業協同組合課検査係長▲三崎久夫（商工課長代理）命農業協同組合課農業金融係長▲虎地亮三（西牟婁地勤務）命林務課経営係長▲梅溜今男（予防課長代理）命予防課庶務係長▲宮崎米次（文書課係長）命海南保健所勤務▲保井良雄（農務課係長）命医大事務局総務課長代理▲三木光義（農務課係長）命医大事務局教務課長代理▲山東芳一（河港課係長）命知事公室企画広報課勤務▲笠野勉（厚生課係長）命海草地方事務所民生課長▲鈴木貴（林務課勤務）命海草地方事務所林務課長▲岡本源之助（農業改良課勤務）命海草地方事務所経済課長▲小島義弘（海草地事経済課長▲坂本二郎（西牟婁地事民生課長）命西牟婁地方事務所総務課長▲向井辰彦（水産試験場勤務）命西牟婁地方事務所民政課長▲松本鶴吉（西牟婁地事勤務）命西牟婁地方事務所経済課長▲上野山康男（海草地事林務課長）命知事公室企画広報課勤務

定決額償補權業漁面水内

五月廿六日水産庁の指示により本県えの内水面漁業権の割当額は三七一五〇〇〇円であったが、漁業権補償委員会では、早速委員会を開催し、公聴会を実施した結果各漁業権毎の補償額を次の通り決定した。

定置漁業権	二二六三、〇〇〇円
区画〃	二二、三〇〇〇
専用〃	二三二九、〇〇〇

なお漁業権補償券は一千円、五千円、一万円、十万円、百万の五種となって居り、八月頃切替と同時に交付される筈である。

人事委員会事務局陣容整う

人事委員会新設に伴い県庁内に人事委員会事務局が設置された。事務局には局長、次長及び総務、職員、企画の三課が置かれる。事務局長は人事委員会長森隆三氏の兼務、次長以下左の通り六月七日付で発令された。

次長（企画課長事務取扱）玉井宰男▲総務課長松本正信▲職員課長里昇

原因は寒人治療

江住の集団赤痢

最初の傷団赤痢が西牟婁郡江住村に発生、患者は五月下旬から六月中旬までに最性二十二名、疑似六名を出したが原因は、単なる下痢と思って素人治療していたのが最新の原因、五月以来所轄高池保健所では田辺保健所の応援を得て保菌者検査も続けているが現在迄に、一旦健康にみえて菌をはいせつする保菌者が八名もあり、防疫に努めている。あやしい下痢があればすぐ医師の診断を受けるようにして欲しい、かくしておくことは集団発生の原因となり、予防事業の最も困難な障碍なのであるので一般の協力を懇願や切なものがある。

農業委員会の標語を募集

内容は農業生産力の増展と農業経営の合理化をはかり、豊かな農村を打ちたてるための重大な使命をもった農業委員会の性格を明らかにし、それを農民の真の代表機関として民主的に活発に運営してゆこうとする農民の意欲をもつたもので、應募資格は農業従事者で、応募標語は官製葉書一枚に書いて七月二十日までに東京都千代田区有楽町農林省弘報課へ送ること。

発表は九月一日にラジオで行い賞品は一等農林大臣賞一点（一万円程度の品）二等二点（五千円程度の品）三等十点（二千円程度の品）が贈与される。

正しい知識で癩を絶滅

廿五日癩予防デー

我が国から忌しい癩をなくしようと云う運動が厚生省都道府県主唱で六月廿五日全国一斉に繰展げられる。恒例の癩予防デーが奇くもその御生涯を救癩に捧げられた貞明皇后御大葬と期を全じくしたことは誠に意義深いことゝ申さねばならない。

我が国に癩予防法が制定されて今年は丁度四十二年目に当る。その後癩を予防し、全滅するため、色々と努力がはらわれているのであるが、今日に至つても一般人に癩の正しい知識がたりないふしが多く、このため癩の悲惨さは少しも減少しないのである。来る癩予防デーを期として、癩の正しい知識をつかみたいものである。

それでは、癩とはどんな病気か。その正体についてお知せしよう

癩は、その古い歴史を通じて、常に最も非惨な病気であり、犯罪病とか業病とかの名が、遺伝説と結びついて患者やその周囲を暗黒の世界に閉じ込め、ひいてはその予防にも一大障がいとなつてきたものであつた。癩は伝染病で遺伝するものでないと云うことがわかつたのは、一八七一年（明治五年）ノールウエーのハンゼン氏によつて、癩菌が発見せられ、更に一八七九年ナイセル氏によつてそれが癩病の病原菌であることが確認された当時のことであり、今年で既に七十三年余である。

癩菌は何処にあるか——

癩菌は結核菌に似た細長い桿菌で、この菌は患者の病巣部は勿論、鼻汁、唾液、膿瘍等におり、重症な場合は、頭髪、眉毛等の脱毛した毛穴からも、又汗やあかと共に皮膚面に附着していることがある。

癩はどうして感染するか

——接触感染である。直接患者と接触しなくとも間接に器物から感染するから、患者が使用した寝具、家具、衣類、食器、蚊帳等にも注意を要する。

癩の発病は——感染して癩病する迄に八年から長いもので三十年も潜伏する。癩病はまづ皮膚の斑紋と知覚脱出から始まる。

癩の病型は——癩は斑紋い、神経らい、結節らいと三つの形式をとり、互いに混合して進行するのが普通。

癩の予后——非常に慢性の経過をとり、症状が停止して天寿を全うする者も少くないが多くは波状的に変化し合併症で死亡する。平均経過年数は一五—三〇年である。

癩の予防は——癩は伝染病である。癩は伝染病であるから消毒隔離を強行しなくてはならない。自宅に居る患者も家族と部屋を別にし、食事浴槽と共にしてはならない。接客業は勿論、人の密集する場所に出るのも避け、特に幼児は感染しやすいから早期隔離が必要である。

癩は根絶できる

癩はどうして治療される

——すべて療養所で行われ、大風子油やプロミゾールやプロミンによつて行われるが、何と云つても大切なのは早期診断による早期治療である。

癩療養所は——全国には十の国立療養所と三つの私立療養所があり、各府県の患者を担当している。

療養所の生活は——殆んど自治に委ねられ、斗病を中心に一つのコロニーを作つている。中には宗教、文芸等も自由に発展し、すでに明石海人外多くの作家が出ている。入所の手続は最寄の保健所か県の予防課に、又は直接療養所に申込めばよい。

癩は根絶できる——既に欧米の文明国では一名の患者ない国があるが、その為には——

国民が癩は伝染病であると云う正しい認識をもち、予防事業に協力すること。

療養所をもつと拡充して全患者を即時収容すること。

患者が正しい自覚と斗病に対する勇気をもつこと。

紀州温泉めぐり 3

椿温泉

関西の療養温泉として昔から名高い「椿」の名は風土記に伝説が伝えられているが、こゝは紀勢西線湯浅駅で下車してバスで五分、黒潮寄せる太平洋の少潮に臨み、三方山に囲まれた静かな温泉場である。

湯につかればはるほどと、療養向の温泉であることがうなづける。

湯の温度はやゝぬるいが、炭酸ガスの含有量が多く、浴槽に入れば肌に少さな泡が附着して、あたかもサイダーの中に浸つている様な錯覚を起し、なんとも云えぬ清涼感と心地よい刺戟を肌に感ぜしめる。

不感温度に近い泉温のため長時間微温持続浴を試めば、動脈硬化症や高血圧の人々には特によく、内用すれば胃腸病、中毒症の人々に効果が多い。

眺望は一望千里の太平洋から吹き来る涼風を受ける爽快境となり、冬は黒潮の関係から年内に椿の花が綻び、裏山には紅い蔦紅葉が映く。避暑にも避寒にも適し、都塵を離れた別天地で非かな療養を望む人々のために、旅館は自炊設備がとゝのい、食糧を持参して安価に療養出来るようになつていて湯治客に喜ばれている。

（写真は椿温泉全景）

これからの河川漁業

漁場計画への関心低調

内水面漁場計画公聴會の回顧

六月三日から十二日まで県下の内水面関係における漁場計画公聴会を実施したが、各河川とも、県当局の啓蒙宣伝の賜折りにも拘らず実外低調だつた。

この際、内水面漁場計画に関する認識を高めるべき必要の感が強い。以下このことについて、簡単に説べる。

一、今までは、一つの河川の流域部落毎にバラバラに漁業権を免許する事も出来たのであるが、魚は絶えず移動するものであり、Aの部落は、放流等して繁殖を図つて居るがBの部落は、只漁獲するだけでは、不公平であり、誰も放流したり雑魚の養成をしたりする者がなくなつてしまうわけで一つの河川を一つの漁場としてみんなが公平に、負担し漁獲する事が望ましい。

二、従来は出願すれば増殖も伺もせずに、天然にあるものに対し一部の者が権利をとる事が出来たのであるが、内水面の特質から考えて増殖を行わなければ一定の区切られた内水面の場合には魚族が殆ど皆無になる虞がある。

三、内水面の漁業権は協同組合でなければ免許は与えられなくなつて居るので各漁場は免許をうけた組合が自主的に管理する事になつて居るからよく目が行きとゞき、従来のようにただ免許をうけずに漁をするようなものはなくなる。

四、組合に加入脱退は自由であつて絶対に加入しなければならないという事はない。たゞ漁業を行うと思う場合には組合員外の者は漁業権をもつた組合に入漁料を支払い遊漁者として漁業をする事が出来る。組合に加入すれば組合員は漁業権に対して行使方法を自分たちで考えるのであるから定置漁業の様なものは、組合員外の者より優先され漁業権の行使方法については選挙権がある訳である。

五、今度の新らしい漁業権は八月と十二月の二回に切替えられ、旧い漁業権は国が補償金を出して買上られる事になつているが八月に切替になつた河川はその切替と同時に消滅しますが切替えられなかつた河川は十二月の切替まで権利がある訳である。

六、今までは取締りが余り徹底されていなかつたが、今后は内水面漁業調整規則が出来て、之によつて取締りを行う事になるが河川の中漁業権が設定され組合がある所は、県及警察の方も従来と同じ様に取締りをつゞけるが、人員とか仕事の都合で県下隅から隅まで徹底して行う事は困難であるから各組合において、自覚して一人一人が違反をしない様につとめると共に附近で違反者を出さない様にして貰わなければやはり従来と同じ様な状態になり、共同漁業権の価値は少しも発揮されない事になるからこの点を各内水面漁業者に認識して戴く事が先決問題である。（漁政課）

漁場は協同組合が自主的に管理

ニューカッスル病現わる

豫防に万全を期せ

昭和二十六年一月下旬埼玉県において発生三月二七日ニューカッスル病である事を決定、さらに神奈川県に発生最近東京都内にも発生しているが、病毒の分離に成功した農林省は全国的にまん延を防つてすでに各種の施策を講じつゝある。

この病病は潜伏期は本均五日位で成鶏では（一）水様緑色下痢に始り（二）次に呼吸器症状が現れ、喘鳴音を発し后に呼吸困難を来し嘴を開く（三）七日—八日后は神経症状を発し採餌時頭を振り或は曲げ捻る異常になれば起立不能となる（四）産卵は停止する（五）経過は三〇日—四〇日で多く恢復する（六）死亡率は三—五%。幼雛では（一）先づ呼吸困難の徴を示し（二）次に脳症状を現し歩様蹌ろう、脚マヒを来し衰弱して昏睡状態に陥る（三）経過三—五日（四）死亡率一〇〇%

この病気を予防するにはワクチンの予防注射があり三週間離位から之を応用することが出来三日で確実な免疫力が賦与され一〇〇%の効果を期待することが出来る。ワクチンは農林省家畜衛生試験場で製造所であるから希望者は農政課畜産係まで申込まれたい。

この病気は同居感染が非常に容易であり経過緩慢で斃死率の低い処から常在化するおそれが多分にあるので従来の家禽ペストとは違つた観点で予防注射の徹底初期鎮静の伝全消滅を実施すること。

文化財保護に協力しよう

新しい国宝などについて

九日から施行された文化財保護の新法が発い、文化財保護の将来が期待せられるに至つたわけである。

これまでの関係法規（国宝保存法其の他）にくらべて特色は文化財はわれわれの祖先が、きづき上げた、わが国特有の記念物で、これによつて、正しい、わが国の歴史を知り、わが祖先が築かな文化人であつたことを知ることが出来、且つ、将来の文化向上発展の基礎をなすものであるから、政府も勿論公共団体も、その保存が適切に行われるように措置し、国民も亦、国民の宝としてこの法律の目的達成に行う措置に誠実に協力しなければならないことを強調する点と共に、所有者も文化財が国民的財産である点に思いをいたし、文化的活用に努めねばならないことを強く希望している点と、法の対象を広く有形（建造物、美術工芸品、史蹟名勝天然記念物埋蔵物など）無形（音楽、演劇、技術など）の一切の文化財に及ぼしている点であろう。

この法律によると、これまでの国宝＝本県では絹物其の他合せて約二八〇点＝は去年の八月十九日以後は一応すべて重要文化財という名称に切り替えられ、この重要文化財の間から更に重要度の高いものを国宝とせられるのである。

つまり建造物その他の物件で、特に歴史の象徴又は美術の模範となるべきものを重要文化財とし、重要文化財の間で文化上世界的に価値のあるもので、極めて類例の稀な、かけがえのない国民の宝を国宝というので、新しい国宝とは国宝中の国宝ともいうべき、国民の最も大切な宝といえるわけである。

隅田八幡神社の古鏡などは、正にこれに当るもので本県には、この外高野山の聖衆来迎図、赤不動その他相当数の国宝が出来るものと期待せられている。

本県は京都、奈良、滋賀の各府県についで質的にも量的にも文化財に恵まれた県であるが、これらは何れも県民の宝であると共に広く国民の宝であるから、大切に護持し次の時代に譲り渡して行くことが現代の、われわれに課せられた責務であることを理解せられ、政府や地方公共団体が行う保護の措置に協力せられることは、もちろん進んで防火、防災などの措置に力をいたされるよう、切にお願いする次第である。

（教育庁社会教育課）

昭和二十六年度和歌山県地方労働委員會委員名簿

第六期（昭和二十六年度）和歌山県地方労働委員会委員が五月十五日付で委嘱されたが、氏名は次の通りである。（◎即会長○印副会長）

	氏名	略歴	住所
公益委員	◎真田重二	中大法卒前委員弁護士	和歌山市
	○山本正治	京大経卒和大経済学部助教授	〃
	榎本良三	中大法卒弁護士	〃
	室谷文男	和師卒県教育委員	高野口町
	小川伊三郎	日大中退和歌山新聞編集局次長	和歌山市
使用者委員	中西義一	前委員和歌山製材社	和歌山市
	月沢秀司	拓大卒前委員和電軌総務部長	〃
	丸田芳郎	前委員花王石鹸事務取締役	〃
	渡辺珠男	明星商専卒日清紡和歌山支店長	〃
	相川一男	東商大卒本州製紙熊野工場部長	〃
労働者委員	羽場勝光	前委員大日電線笠置工場労組長	〃
	宮本光雄	新宮商卒前委員県木労委員長	〃
	田中寛	前委員扶桑金属和歌山副組合長	和歌山市
	出口竜一	前委員和電軌労組執行委員長	大阪府
	川田恒雄	前委員由良精工労働組合長	和歌山市

和歌山縣地方労働委員會第六期斡旋員候補者名簿

和歌山県地方労働委員会第六期斡旋委員候補者は六月四日付で公嘱されたが、氏名は次の通り。（順序不同）

氏名	経験及び履歴	職業	住所
阪上義和	前候補者	海草地方事務所次長	西貴志村
前田八重二	〃	地労委事務局長	川原村
増井修一	〃	地労委調査課長	池田村
津田清	前委員前候補者	県会議員	和歌山市
的場鹿五郎	前委員	〃	〃
中谷義衛	前委員前会長	〃	〃
山下柳吉	〃	〃	〃
寺中光義	〃	県会議員	〃
富田厳	前候補者	市会議員	〃
川端百三	〃	会社重役	海南市
高岡俊一	〃	地労委事務局長	鎧川村
三堀忠治	前候補者	地労委審査課長	海南市
山家政信	〃	会社員	湯浅町
辻本洋太	前委員前候補者	新聞記者	御坊町
山名武雄	〃	鉄工所々長	田辺市
市田駿太郎	前委員	会社員	〃
阪本又一	〃	〃	〃
山下三右衛門	前候補者	町長	日置町
森岡辰男	〃	県会議員	太地町
前川春惠	〃	弁護士	新宮市
西辻精一	前委員	県農地委員	〃
芝崎庄一	〃	会社員	高野口町
窪田憲一	〃	県会議員	〃
川合小弥太	前候補者	獣医師	和歌山市
辻村勇	〃	市会議員	〃